

知的財産訴訟検討会への要望

2002年10月23日

荒井寿光

知的財産について、訴訟面から総合的に検討する場が設けられるのは、画期的です。

知的財産基本法案にも、知財訴訟の充実・迅速化が規定されています。この検討会の結果、21世紀の技術の発展・国際化の時代にふさわしい中身の濃い結論が出ることを期待されています。

このため、次の事項を要望します。

1. 知的財産の保護が国家的課題なので、「侵害し得」の状態をなくすことを目標とする。
2. いわば、「法律的な知財特区」の実現を目指し、知財の特例を考案する。
3. この検討会では、知財の訴訟に関する全体的なシステム設計を行う。

知財立国 100の提言(知財訴訟関連)

84. 三倍賠償制度を導入する
85. 知財を侵害した場合の刑事罰を強化する
86. 情報窃盗罪を創設する
87. 日本版ディスカバリー制度を創設する
89. 知財ライセンス契約を保護するように倒産法制を見直す
92. 知財裁判所を創設する
93. 知財ロースクールを早期に立ち上げる
94. 知財政策大学院を創設する
95. 知財司法関係者の国際交流を進める
96. 弁理士の侵害訴訟における機能を抜本的に強化する
97. ADR機関の機能を強化する
98. 特許侵害訴訟と無効審判の重複をなくす
99. 最高裁のホームページや判決集を改善する
100. 裁判期間の上限を一年とする